

5. 日本銀行条例の制定

(1) 不換紙幣の整理

松方の大蔵卿就任

明治14年（1881年）10月の政変に伴い、同月21日、松方正義は参議兼大蔵卿の地位につき、財政の最高当局者としてその「抱負経綸」を実現する機会をもつに至った。その「抱負経綸」とは、前述の建議「財政管窺概略」および「財政議」から明らかなように、財政経済の混乱・危機の原因である不換紙幣を消却するとともに正貨の蓄積を推し進め、同時に中央銀行を新たに設立し、兌換制度を確立して通貨価値の安定を達成することであった。

松方は大蔵卿に就任するや、直ちに「大蔵省ノ次官及各部局長ヲ集メ」て次のように訓示した。今日の財政面における第1の急務は不換紙幣の弊害を矯正することである。紙幣の価値が下落を始めてから既に数年を経過したが、政府および国民のこうむった損害は実に大きい。このままいたずらに日を送るときは、国家の安危にかかわることにもなろうというのに、世間には確固たる定論がない。今回大蔵卿に任命されたが、自分には確信する意見がある。世間からどのような批評を受けようとも、断固としてこれを決行する所存である。だが、細事のためしばしば大事のぎせつすることがあるので、この際人心の疑惑を招くようなことは慎まねばならない。この点に十分注意し、一大事業に向かって共同し尽力されることを望む、と。

このようにして松方は、「一方に於て過度の紙幣は成るべく之が銷却に努むると共に、一方に於て之が引換準備として正貨を蓄積するの方針」のもとに、不換紙幣の整理に着手することになった⁽¹⁾。しかし、紙幣整理を実行するときは、「紙幣の価格回復に従ひ現に呈出せる虚影の景気は消滅し物価は下落し、世間は必らず一度不景気の状態に沈むこととなる可く、……有力なる反対の声四方に起る可きを思ひ」、その時になって整理の実行を中止するようなことがあればいたずらに波

乱を引き起こすことになり、かえって有害であるので、はじめから着手しないほうがよいと考えた。⁽³⁾そこで松方は、閣僚一同から不換紙幣整理に関するいっさいの措置の委任を受けた⁽⁴⁾だけでなく、「太政大臣三条実美、右大臣岩倉具視列席の上、御前に於て親しく此の意を上奏し細に利害の有る所を陳べ⁽⁵⁾」た。これに対し「聖明善断卑見を嘉納し賜ひ、既に一たび之に着手せば、決して半途にして之を止むるが如きことあるべからざるを以て、努力之に従事すべきことを命じ」られたので、松方は「感激身を以て万難を排し之が実行をなさんと決心した」と後に彼は述べている。⁽⁶⁾これによって松方の周到細密な配慮・態勢づくりとともに、不換紙幣の整理にかけた並々ならぬその決意のほどを知ることができよう。

予備政府紙幣の整理

松方の大蔵卿就任当時の紙幣流通高は、政府紙幣1億590万円、予備政府紙幣1450万円、国立銀行券3440万円、合計1億5480万円であった。政府の正貨保有高は正味500万円余りにすぎなかったから、これらはいずれも法制上のみならず実質的にも不換紙幣または不換銀行券であったといえるが、松方は政府の財政状態を調査して次の結論に達した。すなわち、今後経常歳入の中から毎年度700万円程度の金額を紙幣整理に充てることが可能と思われるほか、準備金が貸付金等に運用されている分を除いて3644万円存在している。この準備金のうち、金銀貨は867万円余しかないが、上記の歳入余剰に加えこの準備金を適切に運用すれば、「数年を出ずして」松方の企図を達成するに「充分」である。⁽⁷⁾

このような確信のもとに松方が第1に着手したのは予備政府紙幣の整理であった。予備紙幣はもともと損券引換え用として保有されていたものであったが、一時的な歳入不足の補填にも流用され、それが恒常化したため不換紙幣の流通高を増大させていた。すなわち、それまでの歳入歳出出納取扱手続きによると、国民から納付された歳入金はその末端取扱機関である市中銀行に滞留し、政府の出納機関である出納局の歳入に組み入れられるまでに相当の期間を要したので、直ちに歳出に充当することができなかった。一方、各省庁の経費は年度予算額の幾分かずつを前渡しする仕組みになっていたため、歳入と歳出とが相償わない場合が

多く、歳入不足の状態が恒常化し、予備政府紙幣が流用されることになったのである。そこで松方は、15年1月、歳入歳出納取扱順序を改め、納付された歳入金は直ちに出納局の歳入に組み入れる一方、各省庁経費の前渡し制を廃止して、国庫資金に余裕を生じさせ、予備政府紙幣流用の必要性をできるだけ少なくするようにした。

また15年8月、国債消却資金を蓄積するため準備金の中に設けられていた「減債部」の保有する公債を準備金「本部」の保有正貨と引き換え、「本部」においてその公債を売却し、取得代金（紙幣）を正貨獲得のために運用する方策をとった際、公債売却代金を一時転用して歳入不足を補填する道を開いて予備紙幣の流用を抑制した。さらに、準備金中貸付金に運用されていたものを引き揚げて一時歳入不足を賄う措置も取られたが、以上のような方法により流通中の予備紙幣1450万円は16年1月には全額回収することができた。

ちなみに、明治17年に至り、準備金中の紙幣はすべて正貨に変じ、予備紙幣に代えて歳入不足の補填に転用することができなくなったので、国庫金収支の一時的不均衡を調整することが困難となってきた。そこで、17年9月20日に「大蔵省証券条例」を制定し、「出納上一時使用ノ為メ」短期（3か月、6か月、9か月）の大蔵省証券を発行することができるようにした。

黒字財政による紙幣消却

歳出の抑制と歳入の増大により財政収支の黒字化を達成し、歳入余剰によって紙幣および国債の消却をはかるという政策は、既に大隈財政下の明治14年度予算から実施されていたことは前述した。松方もまた「着実不撓能く節儉を確守し、政府の歳出入をして余裕を多からしめ、之を以て紙幣交換の元資に充て、以て正貨を国庫に儲蔵する⁽⁸⁾」方針を取ったが、なおいっそう厳しい態度で臨まねばならなかった。

松方によれば、明治14年度の経常歳入額は6286万円余りに上ったものの、正貨100円に対し紙幣170円の相場で計算すると実質的には3698万円にすぎなかった。一方、歳入から内外国債の償還・利払いに要する費用等を控除すれば、各省庁の

費用に充当できる金額は2156万円、これを正貨に換算するとわずか1268万円にすぎなかった。このような財政危機のもとで全員が節儉に努めなければならないのに、各省庁の15年度予算要求は14年度予算額を700万円も超過していた。このため、松方は15年2月に「明治十五年度予算之儀ニ付意見書」を提出し、次のような厳しい財政緊縮方針を主張した。⁽⁹⁾「右の増額を必要とするは万々止むを得ざるに出るものなるべしと雖、冀くば夫の数回の令達及び詔命に対し且は今日の惨状を顧慮せられ、其拡張せんと欲するものは先づ之を止め、物価騰貴の為め不足を生ずる者は緩急を斟酌して之れが処分を為し、偏に十四年度の定額を以て標準と為し耐忍不撓此の三ケ年を経過せらるるあらば、正義誓て將に紙幣正貨の価差を少々ならしめ以て此困難を救済せん」と。

さらに15年4月11日、「各庁経費額三ケ年据置ノ議」を太政大臣に提出し、「尋常の歳出如此増加候様にては財政救治の目的も確立難致義に有之、仍て熟考するに、各庁経費は一に本年度の定額を以て程度とし、万不得止分は之を斟酌加除し以て十五年度の額と定め、以降三ケ年間は確乎不動のものとなし、……御執行相成候様致度」ことを建議した。⁽¹⁰⁾この各庁経費3年間据置きの方針は閣議で承認され、4月28日の太政官達第21号により、「明治十五年度ヨリ十七年度迄各庁通常経費定額据置ノ議相達」せられた。

しかし、後に松方も述べているように、財政収支の黒字化達成にはかなりの苦心を強いられた。各庁経費据置きの「実行に当つて見ると此三年間にも種々のことが起つて来る、『コレラ』が流行する、水害が起る、朝鮮事件が起る、其れに軍備拡張の必要も差逼つて来る、此等の為めに已むを得ざる経費が加はつて来た、其れに十五年度以後は商業不振の為に租税の収入が減つて来た、十六年度の如きは酒税だけで三百万円の収入減少といふことになつた、歳出は増加する歳入は減少するといふわけで予定計画実行といふことが頗る困難になつて来た、其処で歳入の増加を図る為めに、十五年に売薬印紙税、米商会所株式取引所仲買人税を起すことにした、又酒造税則、煙草税則の改正をした、十八年には醤油税、菓子税を起した」⁽¹¹⁾のである。

歳入余剰による紙幣整理を目指す松方財政をこのように難航させたのは、明治

15年7月の朝鮮半島における事変（いわゆる壬午事変）発生を機とする「対外的緊張にもとづく軍備増強のための軍事費膨張である」と指摘されているが、⁽¹²⁾ともかく松方は、きびしい環境の中で明治15年度～18年度の間には2927万円の歳入余剰をもたらし、大隈財政のもとで発足した14年度における余剰1083万円も加えれば、4011万円の黒字を達成したと、紙幣整理に関する後年の報告書で述べている⁽¹³⁾（表5-1）。この歳入余剰の一部で直ちに紙幣を消却する一方、残りは紙幣交換のための準備金に繰り入れ、正貨の買入れに充てたが、紙幣消却高は664万円を数え、14年度消却分を加えると1364万円に達し、さらに11年度～13年度分（1117万円）を加算すれば、11年度以降6年間に消却された政府紙幣の金額は2481万円に上った。17年度以降紙幣消却が見られなかったのは、17年7月における銀紙の開きがわずかの4銭7厘になったことと、紙幣発行高も著しく減少したことを考慮し、歳入余剰による紙幣消却を廃止したためである。

表 5-1 財政黒字の年度別使途

(単位：千円)

明治	紙幣消却に即時充当	準備金に繰入れ	合計
14年度	7,000	3,833	10,833
15年度	3,300	5,228	8,528
16年度	3,340	5,000	8,340
17年度		7,007	7,007
18年度		5,400	5,400
合計	13,640	26,467	40,107

(出所) 松方正義「紙幣整理始末」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第16巻、大蔵省印刷局、昭和32年、所収) 56ページ。

他方、準備金繰入額は表5-1に見られるように14年度を含めて18年度までの5年間に同期間中の紙幣消却額の2倍に当たる2647万円に達したとされている。ただ、このうち、16年度は一度500万円を繰り入れたものの、酒造税収入の大幅減少のため399万円余を準備金から支出したので、正味の準備金繰入額は100万円余にとどまった。その反面、18年度は年度期間改正（従来の7月～6月から4月～3月に改正）のため9か月をもって1年度としたので、報告書に計上されている540万円の繰入れのほか、本来は18年度中になお104万円の余剰があったのを翌19新会計年度に繰り越していたことは注意すべきであろう。

上述のような成果を達成したこの期の松方財政は、「戦前の日本財政史上で井上財政と並んで、数少ない緊縮財政の事例として注目されている」⁽¹⁴⁾が、超均衡財政の達成が、軍事費の増額を伴いながら実施された歳出の緊縮・抑制と、消費税の強化および地方税の増徴を軸とする増税によって強行された点に、松方財政の特色があると指摘されている⁽¹⁵⁾。松方財政下における増税は、紙幣整理による物価の激しい下落を伴う不況期の増税であったため、その負担は名目以上に重かったことは想像にかたくないが、この点は紙幣整理の社会経済的意義を考えるうえで見落とすことができない点であろう。

海外荷為替による正貨の蓄積

財政の黒字による紙幣消却を松方の紙幣整理策の第1の特徴とすれば、第2の特徴はその正貨蓄積方法にあった。紙幣価値下落の原因は単にその増発にあるのではなく、準備正貨の欠乏にもあったとする松方が正貨の蓄積を重視したのは当然の成行きであったが、外債または内外債を募集して正貨を取得し、一挙に紙幣消却を行おうとした大隈らの方策に強く反対した松方が、より適切な正貨蓄積の道として提起したのが、「『準備金』の運用による正貨吸収の方式」であって、「『準備金』は松方の政策の中核ともいべき地位を占めた」といわれている⁽¹⁷⁾。

もともと準備金は、政府紙幣および公債の回収・償還のための基金ならびに国庫の予備費に充てる目的で雑収入を蓄積したことにはじまるが、大隈財政期にその殖産興業政策のために積極的に利用された結果、準備金の総額は5500万円を数えながらも保有正貨は漸減し、その実体は単なる貸付金証書と絶えざる価格下落に悩まされていた公債証書にすぎないという状態であった⁽¹⁸⁾。その本来の目的からいえば準備金制度はまさに破綻にひんしていた。

このような状況にかんがみ松方は、明治14年11月25日、太政大臣に対し「準備金規則改正之議」を提出し、「現行ノ準備金規則ニテハ何分不便ノ廉モ不尠候間」その改正につき太政官の裁定を請うた⁽¹⁹⁾。その結果、12月7日、新たに「準備金取扱順序」が制定され、準備金の取扱いは従来よりも厳しくされた⁽²⁰⁾。その経理に会計検査院が介入する規定を設け、大蔵卿の管理権を強めたほか、従来乱用傾向の

あった貸付金や一時繰替貸を原則として禁止したのはその例であるが、同時に、「取扱順序」の根拠法規であった「準備金規則」も同月9日に改正され、⁽²¹⁾「大蔵卿ハ外国荷為換其他ノ方法ニ依リ準備金中ノ紙幣ヲ内外ノ正貨若シクハ金銀地金ニ交換スルコトヲ勉ムヘシ」(第8条)と、正貨蓄積が義務づけられた。

ほぼ同じころの14年11月、松方は準備金を運用して正貨蓄積をはかるべく「準備金運転正貨増殖方略ノ議」を太政大臣に提出し、従来、正貨の増殖を国内でもはかろうとしたことや、直輸出荷為替保護の対象を蚕糸・製茶のみに絞ったことを改め、今後は「正貨増殖方略に就ては、専ら之を海外に於てすること、又其直輸出荷為替保護に就ては殊に内外の時機を審かにし、或は蚕糸或は製茶或は米麦或は鉱産を以て合宜の料理を施すことを認允せられんこと」⁽²²⁾を上申した。もっとも、輸出奨励と政府の対外支払いの便宜をはかるため、準備金の一部(紙幣)を横浜正金銀行に貸与して海外荷為替を取り組ませ、正貨で返済させるという海外荷為替法は既に明治13年10月以来実施されていたが、制度上の不備と運用面の欠陥⁽²³⁾からさまざまな弊害が生じ、その目的をなかなか達成することができなかった。したがって、海外荷為替の方法により本格的に正貨蓄積を推し進めようとするならば、まず従来取扱方法を改正する必要があった。

そこで松方は、13年10月6日制定の海外荷為替資金に関する「預入金規則」⁽²⁴⁾に代えて、「外国為換金取扱規程」を制定することを15年1月26日に建議した。この建議は閣議において一部修正のうえ可決され、3月1日から新しい外国為替金取扱規程が実施されたが、⁽²⁵⁾その改正点は次の2点にまとめられよう。⁽²⁶⁾第1に、海外荷為替制度の目的は「大蔵省へ正貨ヲ収入スル為メ」であることを明記し(第1条)、直輸出の奨励または政府対外支払いの便宜というねらいはこの主目的に従属させたことである。第2に、海外荷為替制度の主目的を正貨吸収に置くことにしたのに対応して、この制度にまつわる不備・弊害点を是正したことであり、①荷為替物件は海外荷為替制度の担当機関である横浜正金銀行が嚴重に検査すること(第3条)、②荷為替物件はその輸出先地の領事館が管守し、為替代金を払い込まなければ引渡しをしないこと(第8条)、③為替金の相場は為替取組みの日⁽²⁷⁾にその時の相場により外国貨幣に換算しておき、為替相場変動の危険を政府に

第1章 日本銀行の創立

負担させないこと（第3条、第6条）に改めた。

一方、松方は、14年12月28日に「外国荷為換資本金ノ議」を提出し、従来横浜正金銀行に貸与していた外国荷為替資金400万円を「専ラ外国ノ荷為換ニ供用」させ、国内荷為替への利用を廃止することにより、資金面から海外荷為替制度の拡充をはかった⁽²⁷⁾。また、15年8月3日の「減債部公債証書ヲ準備本部正貨ト交換ノ議」により、「現今準備本部に有之候正貨を以て減債部に貯蔵せる公債証書と交換し、以て追々正貨収蔵の途に支弁」することについて太政官の「允裁」を受け、海外荷為替の円滑な取組みを支援することにした⁽²⁸⁾。さらに、海外荷為替取組みの依頼増加に伴い時期によっては横浜正金銀行がこれに応じられなくなったうえ、外国品購入の増大による正貨支払高も増えてきたので、17年2月1日の太政大臣に対する「外国為換金増加之議」により、季節的に荷為替取組み需要の増大する時期には貸付限度400万円を超える資金供与を認めることにした⁽²⁹⁾。あるいは、最大の正貨獲得輸出品であった生糸の荷為替を奨励し、併せて生糸業者を保護するため、16年9月20日に「生糸十分為換貸与之議」を提出し、従来荷為替取組額は抵当輸出生糸の原価（輸出費用を含む）の80%を限度としていたのを改めて、100%まで取り組むことができることにした⁽³⁰⁾。

しかし、海外荷為替制度の適用が直輸出奨励の趣旨から国内輸出業者に限定されている限り、国内輸出業者の保護と直輸出の奨励というねらいは達成しえても、増大する政府の対外支払資金を賄い、さらに兌換準備となる正貨の蓄積を進めるといふ点では必ずしも十分とはいえなかった。当時のわが国輸取出扱高の大半はなお外国商人の手にあり、彼らを見捨てては輸出を増大させて正貨の吸収をはかることは難しかったからである⁽³¹⁾。松方も17年6月9日の外国人為替取組手續に関する上申において、「横浜正金銀行をして取扱はしめ候海外為替の義は従来専ら内国人に取組み来候処、内国人のみにては充分多額の為替も取組み難く、随て当省へ取得する正貨も亦甚だ多からず」と述べている⁽³²⁾。

こうしたことから松方は、「横浜在留外国商人の内同銀行へ荷為替取組方依頼候もの有之候に付、右等の依頼に応ぜしめ為替金を貸与せしめ候はば、当省へ収入の正貨も十分予算額に達し候のみならず、兼て従来外国銀行の手裏に占有する

所の外国為替の権を我銀行に帰せしむべき次第に付、外国商人の内其身元の十分
 確実にして信用を置くべきものに限り為替取組候様」にすることを提議した。⁽³³⁾

「外国人為替取組⁽³⁴⁾手続」は17年7月23日に太政官の裁定を得たが、『明治財政史』
 は、この手続制定により海外荷為替制度は「始メテ完備ヲ觀ルニ至」ったと記し
 ている。その後海外荷為替の取組高は格段の増大を示し、松方の正貨蓄積政策も
 大きな成果を挙げた。⁽³⁵⁾

今、明治14年10月から18年12月までの間における準備金の正貨収支をみると、
 表5-2のとおりである。海外荷為替の取組み以外による正貨の吸収・蓄積も含
 まれているが、上記期間中に準備金に受け入れられた正貨の総額は1億604万円
 に及び、その間6377万円の払出しがあったから、差引き4227万円の正貨を蓄積し
 たことになり、14年10月21日の正貨現在高867万円を控除すると、正貨の純蓄積
 額は3359万円余に達した。松方が大蔵卿に就任した当時の正貨の空乏状態に比べ
 れば、急速・大幅な改善ぶりであった。その意味で、松方の海外荷為替による正
 貨蓄積努力は見事に結実したといつてよい。ただ、そのような成果を支えた「輸
 出増大と輸出超過の原因の一斑は、^[ママ]多くは農家労働の結晶である生糸、茶などの

表 5-2 準備金の正貨収支内訳表

(明治14年10月～18年12月)

(単位：千円)

受入項目	金額	払出項目	金額
14年10月21日正貨現在高	8,674	諸為換払金	14,584
外国荷為換取組高	18,424	正貨交換支出	12,504
逆為換金収入	2,783	造幣局へ輸入地金	19,524
貸出金返納	2,970	地金売却高	18
米穀昆布売却代収入	1,887	金銀地金買上代	16,737
交換正貨収入	19,522	雑支出	402
常用部決算残金受入	74		
鑄造成貨受入	19,524		
為換代り金受入	8,773		
買入金銀地金高	22,834		
地金売却代収入	9		
雑収入	559		
合計	106,035	合計	63,770
		差引、19年1月へ繰越高	42,266

(出所) 前掲「紙幣整理始末」64ページ。

飢餓輸出」であり、「農家の労働が準備金（＝正貨）に化したのである」ともい
 われている側面のあったことは見落とせないであろう。⁽³⁶⁾

紙幣整理事業の効果

以上述べてきたような松方正義の諸施策の結果、明治14年末には1億1891万円に達していた政府紙幣流通高は、18年末には8835万円へと14年末比25.7%縮小し、ピーク時の11年末に比べれば36.6%の減少を示した。一方、政府の正貨保有高は14年末の1270万円から18年末には4227万円へと3.3倍に激増し、政府紙幣流通高に対するその比率も同期間に10.7%から47.8%に急上昇している（表5-3）。これに伴い、銀貨1円に対する紙幣の相場は、明治14年には平均1円69銭6厘とほぼ70銭の開きがあったのが、15年・1円57銭1厘、16年・1円26銭4厘、17年・1円8銭9厘、18年・1円5銭5厘と著しい速度で格差を縮め、19年にはついに銀紙の開きは消滅した。

表 5-3 政府紙幣流通高・政府正貨保有高

(単位：千円)

明治・年末	政府紙幣	予備政府紙幣	合計 (A)	正貨保有高(B)	B/A(%)
10	93,836	11,961	105,797(100.0)	15,115	14.3
11	119,800	19,618	139,418(131.8)	17,838	12.8
12	114,191	16,118	130,309(123.2)	9,968	7.6
13	108,412	16,528	124,940(118.1)	7,167	5.7
14	105,905	13,000	118,905(112.4)	12,700	10.7
15	105,369	4,000	109,369(103.4)	16,730	15.3
16	97,999	0	97,999(92.6)	25,876	26.4
17	93,380	0	93,380(88.3)	33,569	35.9
18	88,345	0	88,345(83.5)	42,266	47.8

(注) かっこ内は明治10年末流通高を100とした指数。

(出所) 前掲「紙幣整理始末」22～23ページおよび66ページ。

また物価も顕著な低落を示し（表5-4）、農産物庭先価格指数は明治15～17年の3年間に42.6%の大幅下落となり、ほぼ明治10年の水準に戻った。工業製品価格指数も15年から19年まで落勢をたどり、この5年間に40.5%低落した。ちなみに、東京における玄米1石の平均相場は、明治14年の10円48銭5厘から17年には5円37銭へとほぼ半値（51.2%）に低下したあと、若干戻したものの20年には5円41銭6厘となった。このような情勢のもと「世上一般ハ甚シキ不景気ノ状態

⁽³⁷⁾ニ陥キ」ったことはよく知られて
いるが、松方がそれを予期してい
たことは既に述べた。松方は紙幣
整理の不可欠の前提として「健全
財政」主義を貫いたのである。

しかし、松方は紙幣消却・その
価値回復と正貨の蓄積をもって紙
幣整理事業のすべてと考えていた
わけではなかった。松方は「本
来、紙幣整理の目的といふものは
不換紙幣を變じて兌換紙幣とする
にある、……而して同時に紙幣の
統一を行つて全国劃一のものとし

て、其時の經濟の状況に応じて屈伸自由なるものにするにある」、そのためには
「英国其他の歐洲諸国のように中央銀行を作つて之に兌換券発行の特権を与へて
貨幣の統一をするといふのが一番宜しい」と考えていた。⁽³⁸⁾したがって、松方が紙
幣の消却と正貨準備の蓄積を推進すると同時に、中央銀行設立の具体的準備を進
めていたことはいうまでもない。

- (1) 松方正義「紙幣整理概要」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第16巻、大蔵省印刷局、昭和32年、所収）154ページ。
- (2) 同上、154ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (3) 同上、155ページ。
- (4) 吉野俊彦『日本銀行史』第1巻、春秋社、昭和50年、45ページ。
- (5) 松方正義『進講財務経営之一斑』明治45年、41ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (6) 同上、41ページ。
- (7) 松方正義「紙幣整理始末」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻所収）39ページ。
- (8) 松方正義「明治十五年度予算之儀ニ付意見書」（大蔵省編『明治前期財政經濟史料集成』

表 5-4 物 価 指 数

明 治	農産物庭先価格指数	工業製品価格指数
10年	25.3(15.0)	31.3(1.6)
11年	28.6(13.0)	33.8(8.0)
12年	35.8(25.2)	37.7(11.5)
13年	39.9(11.5)	45.3(20.2)
14年	44.4(11.3)	55.1(21.6)
15年	37.0(△16.7)	49.7(△ 9.8)
16年	29.1(△21.4)	39.4(△20.7)
17年	25.5(△12.4)	35.1(△10.9)
18年	28.0(9.8)	34.0(△ 3.1)
19年	28.5(1.8)	32.8(△ 3.5)
20年	26.9(△ 5.6)	34.7(5.8)

(注) かっこ内は前年比変化率(%). △印は下落を示す。昭和9～11年=100。

(出所) 「農産物庭先価格指数」は大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期經濟統計』第9巻（東洋經濟新報社、昭和53年）『農林業』第8表、「工業製品価格指数」は同上第8巻（昭和53年）『物価』第15表による。

第1章 日本銀行の創立

第1巻、改造社、昭和6年、所収) 477ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点・半濁点を入れた、以下同じ。

- (9) 同上、479ページ。
- (10) 同上、479ページ。
- (11) 松方正義「紙幣整理」(国家学会編『明治憲政経済史論』同会、大正8年、所収) 19ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (12) 原田三喜雄『日本の近代化と経済政策』東洋経済新報社、昭和47年、197ページ。
- (13) 前掲「紙幣整理始末」56ページ。
- (14) 鈴木武雄『財政史』東洋経済新報社、昭和37年、38ページ。
- (15) 同上、38～39ページ。
- (16) 寺西重郎「松方デフレと松方財政」(一橋大学経済研究所編『経済研究』第32巻第3号、岩波書店、1981年7月、所収) 226～227ページ。
- (17) 高橋誠『明治財政史研究』青木書店、昭和39年、85ページ。
- (18) 同上、83ページ。
- (19) 前掲『明治前期財政経済史料集成』第1巻、336ページ。
- (20) 明治財政史編纂会『明治財政史』第9巻、明治財政史発行所、昭和2年、401～411ページ。
- (21) 同上、411～413ページ。
- (22) 前掲『明治前期財政経済史料集成』第1巻、335ページ。
- (23) 前掲「紙幣整理概要」157ページを参照。
- (24) 前掲『明治財政史』第9巻、563～565ページ。
- (25) 同上、584～587ページ。
- (26) 前掲『明治財政史研究』126ページ。
- (27) 前掲『明治前期財政経済史料集成』第1巻、336ページ。
- (28) 同上、338ページ。
- (29) 同上、347～348ページ。
- (30) 同上、347ページ。
- (31) 前掲『明治財政史研究』127ページ。
- (32) 大蔵省「準備金始末参考書」(前掲『明治前期財政経済史料集成』第11巻、昭和7年、所収)127ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (33) 同上、127ページ。
- (34) 前掲『明治財政史』第9巻、597～600ページ。
- (35) 同上、602ページ。
- (36) 前掲『明治財政史研究』131ページ。
- (37) 前掲「紙幣整理始末」161～162ページ。
- (38) 前掲「紙幣整理」23～24ページ。

(2) 日本銀行設立の建議

中央銀行設立建議の提出

明治11年（1878年）2月、当時大蔵大輔であった松方正義はフランス博覧会事務局副総裁としてフランスに赴いたが、その時の同国大蔵大臣は、古典経済学者として有名な J. B. セー（Say）の孫に当たるレオン・セー（Léon Say）であった。彼は政治家であるとともに財政金融に関する多くの著作を有する経済学者でもあったが、松方はセーにしばしば会い、「財政経済のことを講究し、深く中央銀行を設立し金融を疏通し財務を救済するの必要を感じ⁽¹⁾」じた。

そこで松方はセーに対しフランス銀行を研究したいと申し出たが、セーは「仏蘭西銀行は設立年古く、其の組織執務の方法因襲の久しき条理に従ひ之を究明し難きものあり、白耳義銀行の設立日新にして、秩序整然組織完備せるに如かず」と示唆⁽²⁾した。松方はその言に従い、フランス出張の際随行してきた大蔵権少書記官の加藤済をベルギーの首都ブリュッセルに残留させ、ベルギー国立銀行の制度を研究させた。加藤は明治14年5月に大蔵少書記官に任ぜられ、銀行局勤務となったことからみると、そのころには帰国していたと推察されるが、松方は大蔵卿就任後いくばくもない同年11月16日に加藤を銀行局長に任命し、ベルギー国立銀行の制度を典拠とした日本銀行条例草案ならびに「日本銀行創立ノ議」とその付属資料「日本銀行創立旨趣ノ説明」を執筆させることにしたといわれている⁽³⁾。

この点に関連して、当時大蔵大書記官であり、後に日本銀行の初代副総裁となった富田鉄之助は次のように書き残している。日本銀行の創立を準備するにあたり、まず営業の目的を定めて条例草案を作成する必要があったが、中央銀行設立理由を詳述した趣旨書と条例の草案作成は加藤銀行局長に内命された。出来上がった草案の討議には、作成者である加藤銀行局長のほか、後に初代総裁に任命される吉原重俊大蔵少輔、明治19年3月に大蔵次官に就任する郷純造大蔵三等出仕、および富田大蔵大書記官が参加を命じられ、大蔵省内または松方大蔵邸において「幾十回」となく会合をもった。草案作成にあたった加藤銀行局長が、起草の資料としたのはベルギー国立銀行の創立趣意書とフランス銀行の規定（いず

れも翻訳)であった、⁽⁴⁾と。

もっとも、松方を中心に上記4名の加わった草案討議が具体的にどのように行われたかは明らかでないが、15年3月1日、松方は大蔵卿の資格で三条太政大臣に対し「日本銀行創立ノ議」と題する建議を付属書類「日本銀行創立 旨趣ノ説明」および日本銀行条例草案、同定款とともに提出し、「速ニ日本銀行創立ノ義ヲ^[ママ]裁定シ其条例ヲ頒布セラレンコト」を請うた。⁽⁵⁾

「日本銀行創立ノ議」

上記「日本銀行創立ノ議」は本行創設にかかわる「最も基礎的な文献」⁽⁶⁾であるので、その大要を掲げれば次のとおりである。⁽⁷⁾

明治維新以来多くの文物制度が整備されたにもかかわらず、財政・金融・通貨面ではなお改革を要する点が少なくない。その主なものをあげれば、①金融の逼迫、②金利の高騰、③不換紙幣の横行、④銀行会社の資力薄弱、⑤国庫出納機関の欠如、⑥手形割引の未普及などであり、わが国財政金融の振わないゆえんは主としてこの点にある。政府も明治5年に国立銀行制度を、同13年に横浜正金銀行を設けてこれに対処しようとしたが、それは一時の救済策にとどまり、いまだ「財政救治の偉功を奏する」に至っていない。「今若し我邦財政の困厄を救治せんと欲せば、先づ中央銀行を設立し之を名けて日本銀行と称し以て全国理財の枢機を執らしむるより良きは莫かるべし」(傍点は引用者のもの)。

それでは、中央銀行とはどのような性格を持ち、どのような業務に従事するものであるのか。それは「政府の監護を受け、財政の要衝に立ち、民間金融の壅塞を開き、国庫出納の便益を助る者」である。ヨーロッパ諸国が今日の富裕強大を達成するに至った原因はいろいろあろうが、中央銀行もあずかって力があつたといわざるをえない。通貨制度は一国の財政金融にとって最も重要なものであるので、現在の不換紙幣も消却すべきものは消却し、他日兌換制度に復帰することを切望しているが、事をなすにはおのずと順序がある。「幣制の改良を望まば先づ中央銀行の設立を以て第一着手と為さ」ねばならない。

したがって、わが国慣習の利弊を察し各国財政の得失を考え、深くこれまでの

経緯を顧み遠く将来を考察し、「此に日本銀行条例を草し、別に日本銀行定款一冊及び日本銀行創立旨趣の説明一冊を添へて」提出した次第である。もっとも定款は、日本銀行条例の裁定を受け、その公布後に同条例第23条に基づいて日本銀行より提出させ、政府の認可を得て実施させるべきものであるが、これから設立すべき日本銀行の組織・営業等の詳細を示すために添付した。その創立趣旨については別冊の「説明」で詳述したが、日本銀行を創設するという計画は「我邦財政の機関を一変するの重事」であって、一朝一夕に成功を期待できるものではない。しかし、今日一時しのぎに安んぜず、また性急に走らず、目標を遠くに置いて漸進的に事を運び、ひたすら勉励し怠ることがなければ、「数年をはずして金融開通し国産繁殖し、我日本帝国の財政始めて更張振作するを得べきは」疑いなし。「国家財政の利弊と既往将来の事勢とを洞察せられ、速に日本銀行創立の義を^{〔ママ〕}裁定し其条例を頒布せられんこと」を願う。

以上のような内容の「日本銀行創立ノ議」を14年9月の「財政議」と比較してみると、後者に見られた松方の悲壮感は影をひそめ、「今や財政の最高責任者として多年の宿志を実現するための絶好の機会を活かし得るし、また活かさねばならないという松方の自信と責任感との混淆が全篇に満ちあふれているように思われる⁽⁸⁾」といえよう。しかし、中央銀行設立の必要性に関する主張はなお抽象的にすぎ、設立されるべき中央銀行の具体的内容の説明に至ってはほとんどないのに等しい。詳細・具体的な説明は意図的に「日本銀行創立旨趣ノ説明」など付属資料に譲ったためであるが、本行創設にかかわる「最も基礎的な文献」といわれながらも、あまり顧みられることがないのはこのような事情によるものである。

「日本銀行創立旨趣ノ説明」

上述の「日本銀行創立ノ議」は本文1500字足らずのものであったが、付属書類の「日本銀行創立旨趣ノ説明」（以下、単に「趣旨説明書」と呼ぶ）は2万2000字近くに及ぶ長文のものであった。「趣旨説明書」のほう「その内容は遙かに具体的であり、これを熟読することによって当時の政府当局が新設される中央銀行に何を期待していたかが分明する⁽⁹⁾」と評されたのも当然であろう。また「財政

議」における「日本帝国中央銀行」設立構想と比べても、中央銀行としての性格および機能がより明確化されており、「趣旨説明書」における中央銀行構想にはかなりの変化と発展が認められるといわれている。⁽¹⁰⁾ その意味では、本行創設の事情を知るには「趣旨説明書」のほうが「日本銀行創立ノ議」より適切であるといえよう。

「趣旨説明書」は、①前文、②中央銀行を設立すべき理由、③新設される中央銀行には当分の間兌換銀行券の発行を許さない事情、④日本銀行条例の概要、⑤興業銀行の設立と貯蓄銀行の規制の必要性、の五つの部分から成っている。

⁽¹¹⁾ 前文では、まず、「国運隆替の係る所、民命休戚の由る所、工業物産の興起衰頹する所以、商売取引の繁栄凋枯する所以、一として財政の利弊得失に由らざるはなし」とし、財政金融の重大・緊要なことを強調したあと、金融経済の現状を省みて中央銀行設立の必要性を説いている。

すなわち、わが国財政金融の現状をみると金融梗塞・金利高騰・輸出入不均衡・金銀貨流出・紙幣価値下落・正貨退蔵に悩まされており、製造業・商業・貿易・鉄道・水運・道路・鉱山開発・開墾いずれの分野でも、「資本欠乏の爲め」支障を来していないものはない。金融を疎通し財政を救済すべき機関である銀行についてみると、国立銀行本支店の数は260余の多きに及び、銀行券発行高も3400万円余りに上っているながら、なおわが国財政金融が今日の困難を来したのはなぜであろうか。国立銀行制度創設当時は、「焦眉の急を救ふに汲々として、未だ広く歐洲諸国の慣例を探り、之を既往に考へ之を将来に慮かるに遑あらざる」ため、完全無欠の銀行を作ることができなかったからである。大小さまじまな国立銀行は各地に群雄割拠し、資金過不足を相互に調整し合うこともなければ営業活動面の連係もなく、各銀行は持てる力を十分に発揮できないでいる。したがって金利は低下しないが、金利が低下しなければ、金融を疎通し財政を救済しようとしても不可能である。

今や行政組織は、多くの大名が割拠する封建制を撤廃して郡県制を取り、中央政府を頂点として全国「脈絡相通じ首尾相応じ、以て帝国全般の政務を綜理経営する」ことになっている。しかし、銀行組織は上述のように「猶ほ封建の制の

如」き状態にあるので、わが国の財政金融と政治が「双進並行」することができない。「此弊を除かんと欲せば宜しく中央銀行を設立し、之をして財政の枢要に当り全国銀行の融和を助けしめ、今日財政上封建の勢を変じて郡県の形を成さしむるに若くはな」い。欧州各国において中央銀行を創立した理由は国によりその時の情勢により異なるが、その目的は「要するに金融を疏通し財政を救済する」ことにあった。「中央銀行なる者は一国金融の心臓なり、若し此心臓あるに非ずんば誰れか能く全国の貨財を流通し、能く聚め能く散じ、^{〔ママ〕}縦横離合各々其宜を得せしむるを得んや」。欧州各国がすべて中央銀行を有しているゆえんはここにある。

もちろん、わが国と欧州各国とはその事情を異にすることはいうまでもないが、先に述べた正貨の欠乏・金利の高騰・紙幣価値の下落・金融の梗塞・国立銀行制度の不完全・貿易収支の逆調・手形小切手の未普及などの諸点は、各国のたどってきたところと同一であるといつてよいであろう。このような事情にかんがみ、「前途の目的を定め、速かに中央銀行を設立し、漸次着実に歩を進め、徹頭徹尾信用を旨とし、全国理財の枢要を執らしめ、以て金融を疏通し財政を救済するの大目的を達せられんこと」を切望する。

イギリス・フランス・ベルギーのほかドイツ・オーストリア・イタリア・オランダの例を引き、中央銀行設立の必要性を説く、上記のような内容の「趣旨説明書」前文の論旨は、「財政議」のそれよりいっそう説得的であった。松方はもちろんのこと、加藤銀行局長の研さんに裏打ちされた自信のほどがうかがわれる。なお、前文では金融の疎通・財政の救済を中央銀行設立の大目的としているように見られるが、兌換制度の確立ということが前提となっており、「金融の円滑化と並んで通貨価値の安定が数えられなければならないことは、日本銀行創立の経過そのものが示しているといふべきであろう。⁽¹²⁾」

金融の全国的平準化

以上のように、前文で中央銀行を設立すべき理由が述べられた後、引き続いて本文で「今將さに中央銀行の今日に設立せざる可からざるの理由」五つが詳しく開陳された。政府が本行を創設する際どのような機能を期待していたか、また明

治初期における中央銀行論の水準がどの程度のものであったかがこれによって明らかに⁽¹³⁾されている。

「趣旨説明書」によれば、⁽¹⁴⁾中央銀行を設立する第1の理由は「金融を便易にする事」にあった。その意味は、今日普通に考えられるような金融の円滑化ということだけでなく、各地区における金融の繁閑の差を調整するということも含んでいたことは注意すべきであろう。「趣旨説明書」は次のように記している。

すなわち、国立銀行の現状は、各地で相対立し互いに連絡融和する気持が乏しく、コルレスポデンス（為替契約）により有無相通ずる手段がないわけではなく、本支店間のように資金の融通は円滑にいかないうえ、資金寡少のため自行を維持するだけで手いっぱいであり、他行の資金不足を補ういとまはない状態である。したがって、金融は繁忙化すればいよいよその度を加えてついに金融逼迫をもたらし、ひとたび緩慢となればますます緩慢に傾く一方となり、遊資をかかえて運用難に悩むことになる。「是れ豈貨幣の繁間を量りて一国の金融を平準するの法ならんや」。それゆえ、「中央銀行を設立し、現今各地方に於て堅確なる国立銀行を以て支店と同視し、之れと『コルレスポデンス』を締結せしめば、貨財流通の線路始めて全国に貫通するを得るのみならず、其他の銀行と雖も互に信憑を措き、益々聯絡融和の氣を開くに至るべし、而して中央銀行は自ら財政の要路に立ち、全国商業の繁間を察し、甲地方に繁なれば乙地方の金立ろに移すべく、……運轉流通恰も心臓より血液を送りて四肢に周動せしむるが如くならん。是に於てか貨幣の繁間始めて平準調均するを得て、而して一国の金融始めて渋滞梗塞の患なかるべし」と。

本行創立当時は、支店は当面大阪支店ぐらいしか考えられていなかったもので、隔地間における金融の繁閑調節のためには、有力国立銀行とコルレス契約を締結する必要があったであろう。各地の堅実な国立銀行を支店と同一視し、これとコルレス契約を結ぶべしという上記「趣旨説明書」の主張は、この点を意識したものであり、日本銀行条例第2条において「日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト『コルレスポデンス』ヲ締結スルコトヲ得」と規定されたのは、このような趣旨に基づくもの

であったと考えられる。

しかし、東京・大阪の大銀行ならびに地方有力銀行を軸とする既存コルレス網の発展を考慮すると、「趣旨説明書」がいうような、中央銀行を頂点とする全国的コルレス網の形成は、いかなる意味をもったのであろうか。明治13年6月末における国立銀行本支店間のコルレス取引についてみると、本店152・支店94がコルレス契約の締結に加わっていた。そのコルレス線は総計1027（前年比3.0倍）に上り、東京を端末とするコルレス線は221線、大阪を端末とするものは163線を数えたほか、各地方間を結ぶものは525線、地域内のコルレス線も118線に及んで⁽¹⁵⁾いた。このような半ば自生的なコルレス網の形成・発展を前提とすれば、田口卯吉のいうように、「現時の景況にては各地繁閑を異にするの事情あるべし、然れども之を救ふこと決して中央銀行の力を俟つを要せず、苟も支店若くは『コルレスポンデンス』のある地方に於ては、必ず有無相通じて相救へり⁽¹⁶⁾」との説も成り立つように思われる。それにもかかわらず、本行を核として全国をおおうコルレス網を形成しようということは、都市大銀行↔地方有力銀行↔地方中小銀行という形での全国的な金融平準化機構へと発展する可能性を秘めた当時の民間コルレス網を、いわば「上から」再編成することを意味する。そうでなければ、二元的なコルレス網の併存を認め、相互補完によりいっそう円滑な金融の繁閑調整・平準化を意図していたと考えざるをえない。

なお、コルレス取引の締結により、市中銀行の経営健全化を進めようとする意図もあったことは注目されよう。「趣旨説明書」によれば、各地の銀行業者の営業態度はおおむね安易で、条例に基づく周密な検査にもかかわらず、資金繰りが逼迫すると条例所定の銀行券発行準備金を流用するものがないではなかった。これは「当業者の疏迂拙劣なると条例規則を体認するの薄きとに由る」が、奨励誘導する方法を欠くためでもある。そこで、「若し中央銀行にて各地方確実なる国立銀行と『コルレスポンデンス』を結び、政府は常に条例を以て之を規し、中央銀行は常に利益上より之を検査し、務めて厳肅周密を以て之を奨励し之を誘導するに於ては、其銀行は資力益々堅確を加へ、世人の之に信用を措くこと決して今日の比に非ざるべし。果して然るときは、則ち其他の諸銀行と雖も共に『コルレ

スポンダンス』を結ばんことを希望するの念を生じ、自ら奮励して以て其信憑を厚ふせんことを務るに至るべく、而して商業上積年の弊風是に於てか始めて一変するを得べし。是れ中央銀行の設立せざる可からざる一なり」と述べている。果たしてそのように事態が円滑に推移するかどうかは別として、ここには後の銀行「考査」的発想のはしりがみられるように思われる。

国立銀行・会社の資力拡張

「趣旨説明書」は、中央銀行を設立する第2の理由として「国立銀行諸会社等の資力を拡張する事」を挙げている⁽¹⁷⁾。当時の国立銀行は、資金寡少のため不時の資金需要があると資金繰りに窮し、信用薄弱のため預金の減少を生ずると営業を縮小しなければならなかった。たとえば金融繁忙の日には、手形割引の依頼・借入金の申込み・支払期限到来の手形決済・預金の引出しが相次ぎ、資金不足に陥ることがあるが、その場合、数日のうちに決済日が到来し入金の見込みのある受取手形を保有していても、現状では資金不足を埋めるのに役立たない。そのため、割引・貸付を謝絶して平素の取引先を失うことがあるだけでなく、もし預金の引出しを謝絶するようなことがあれば、たちまち信用を失い、倒産・閉店近しとみなされ、一犬影にほえて万犬声を伝え、瞬時にして信用不安が市場をおおうことにもなるであろう。その挙げ句、預金取付けを招来し、当該銀行は破綻の不幸に陥らないとも限らない。「夫の公債証書商業手形等は庫中に堆積するも一時金融に逼迫したるが為め、或は倒行鎖店の不幸に至らん」とするのは、巨額の資本を擁して「一時貨幣を融通するの財源」がないためである。

たとえば、東京市場において一時金融逼迫の声がやかましいときに、50万～100万円の資金を投入してみよ。おそらく金融逼迫の声は急速に消え、金融は円滑に動くであろう。もともと金融逼迫の声が市場にあふれたのは、一、二の銀行が一時資金繰りに窮し、手形の決済や預金の支払いを怠ったため、二、三の商人が騒いだからである。それゆえ「金融逼迫の虚声を退めんと欲せば、一時貨幣を融通して其一、二銀行を帮助するの財源を開くより急なるはな」い。したがって「今若し中央銀行を開き、之をして貸附割引等を以て専ら金融を開き商業を助け

しむるときは、曩者に銀行が資金欠乏に遭遇するに際し、其平生の得意先を謝絶せんよりも、寧ろ一時金融を流通するの財源あるが為めに、其昨日まで引承けたる割引手形を以て中央銀行に至り再割引を依頼するか、又は其所持の公債証書を抵当として一時需用の貨幣を融通するを得べし」と述べている。

この説明によれば、新たに設立すべき中央銀行に対しいわゆる「最後のより所」としての機能を期待していたことは明らかである。しかし、資本蓄積の薄弱さを反映して、当時は国立銀行も私立銀行もいわゆる商業金融の領域のみにとどまることができず、産業資金の供給にも関与せざるをえなかった。加えて、近代経済の発展に先立って銀行が設立されたため、預金を基礎とする預金銀行に徹することもできなかった。預金を上回る貸出を可能にしたのは、国立銀行では銀行券の発行であり、私立銀行では払込資本金を中心とする自己資本であった。そのような状況下での中央銀行の信用供与が、果たして、市中銀行の一時的な資金不足の補填という意味だけにとどまることができるかどうか疑問であった。この点は後に事実によって証明されるが、この説明では松方らが先進国における中央銀行の理想像を追求するのに急で、理想と現実のギャップについてその対応策をどの程度具体的に詰めていたのか明らかでない。

「趣旨説明書」は、市中銀行に対する中央銀行の一時的な資金供給のほか、「一般の商工会社」どの貸出取引についても触れている。市中銀行の中から自然発生的に成立してきた先進国の中央銀行では、当時は現在と異なり一般企業との直接取引はむしろ普通のことであったが、「趣旨説明書」は次のように述べている。「一般の商工会社の如きも事業の伸張と金融の流転と一時其度を失なひ、為めに取引を縮小し作業を萎靡するの時機あるは」、経済社会では避けられない現象であるが、そうしたときに「中央銀行なる者常に其資力を帮助するあらば、則ち取引必しも縮小するに及ばず、作業必しも萎靡を来さず、其社会一般に利益する所果して幾許ぞや、是れ中央銀行の設立せざる可らざる二なり」と。

金利の引下げ

「趣旨説明書」によれば、中央銀行を設立する理由の第3は「金利を低減する⁽¹⁸⁾

事」にあった。もちろん、資金需給の実勢を無視した低金利政策を推進しようというものでなかったことはいうまでもない。維新以来の為替会社に始まる政府の銀行政策を顧みると、金融機関の貸出金利規制→金利引下げ→高利貸資本の排除→殖産興業政策の推進という意図は明らかであった。その意味での政府の金利引下げ政策は、資本蓄積の低位や不換紙幣の増発による金融市場の混乱からほとんど効果をあげることができなかつた⁽¹⁹⁾が、「趣旨説明書」が金利の低減を中央銀行設立理由の一つとしたのは、上記のような高利貸資本の排除という維新以来の意図の延長線上にあるものであったといえよう。

「趣旨説明書」によれば金利の上昇・低落は「通貨」量の増減によるのではなく、「貸金資本」の消長いかんによって定まる。何が「通貨」で、何が「貸金資本」かといえば、「全国に発行して人間に流布する所の貨幣を総称して之を通貨と云ひ、其会社銀行等の手に在て単に貸附割引等に使用する所の貨幣を指して之を貸金資本と云ふ」。通貨発行高が相当な額に上っているにもかかわらず、「金融は益々渋滞し利息は益々昂騰する」のは、貸付資金として活用できる通貨が十分でないためである。国立銀行の数は150行余に及び、その銀行券発行高は3400万円前後の多きに達し、これに政府紙幣を加えれば1億4000万円にも上る。人口一人当たり通貨量は欧米各国と比較して決して多いとはいえないものの、国民の生活水準や商工業の資金需要を考えると少ないとはいえない。それでも金融の梗塞・金利の高騰が見られるのは「貸金資本の欠乏を告ぐるが為め」であり、「貸金資本の欠乏する所以のものは蓋し現今国立銀行の営業未だ其宜を得ざる」ためである。すなわち現在の国立銀行は、資金寡少・信用薄弱に加えて、いたずらに目前の利のみを追って遠大な業績の向上を図ることがなく、「常に利を金利昂騰の間に射ることを知つて、復た之を金融輪転の内に求むることを知ら」ない。銀行株式のみならず家屋地券あるいは自行株式までも担保として貸出を行い、「自ら其堅牢確實なるを誇」っているが、貸付期間も長きは2、3年、短くても5、6か月を下らず、資金の半分以上を一事一業に固定しているという状態である。国立銀行が常に貸付資金の欠乏に苦しみ、その結果として金利が高騰するのも当然である。

以上のような「趣旨説明書」の観察は資金供給面の諸事情のなかで、国立銀行の貸出が本来の商業銀行の在り方を離れて、長期化・固定化している点にのみ専ら焦点をあてたものであるが、高金利の原因の解明には、国民経済全体として見た場合に資金の需要供給両面に影響する諸要因を広く取り上げ、総合的に分析・判断することが必要であり、その意味ではこの観察は局部に偏していたことは否めない。「国民所得の水準が低く任意貯蓄の額もすくなく、さらに証券市場も十分の発達を見ていない状況下で、投資を強行しようとするならば、資金の需給関係から金利水準が高からざるを得ないという基本的事情が存していたことを、忘れてはならない」と論評されているのはもっともであるといえよう⁽²⁰⁾。

「趣旨説明書」は論を進め、今日設立しようとしている銀行はその体面からいえば中央銀行と呼ぶべきものであるが、その営む業務からいえば「割引銀行にして手形割引を以て本務とする」ものであるとし、次のように述べている。

すわなち、欧州各国の中央銀行の営業を見てもその8、9割を手形割引が占めている。そして、中央銀行の割り引きする手形には3人以上の資産確実な者の押印があるので、その支払いは確実であるのみならず、支払期限が100日以内のものを選ぶから資金の流動性を損うこともなく、「永期抵当貸の一事一業に固着して永く動かざるが如き」ものとは異なる。もちろん、中央銀行としても公債証券・鉄道証券・政府手形等を担保として貸付をすることがないわけではないが、その多くは30日～40日を期限としており、資金が長期間にわたって銀行から離れるということはない。したがって資金の欠乏に苦しむようなことはない。中央銀行というものは、興業銀行や勸業銀行などとはその性質を全く異にするのであって、多額の資本金をすべて手形割引に振り向けてもよいものなのである。もし、多額の資金を擁する中央銀行がひたすら手形割引業務に従事するならば、貸付資金の欠乏ということは生ぜず、したがって割引金利を低減することも極めて容易であろう。「今若し中央銀行にて割引の歩合を低下して民間一般の利息よりも二、三銖を低落したりとせば、世人尽とく此に注目傾向して忽ち貨幣の融通に影響を及ぼすべきが故に、諸会社銀行等の如きも従て利息を低下するに至るべし、縦令両替店若くは小金貸等の如き或は時に乗じ機を見て偶々高利を射る者なきに

非ずと雖も、商業世界の大機関に至ては蓋し大概ね中央銀行の発動に従はざるを得ざるべし、故に中央銀行は利息昂低の権を掌握すと謂ふも敢て誇称に非ざるなり、……是れ中央銀行の今日に設立せざる可らざる三なり」と。

以上の「趣旨説明書」の主張では、中央銀行が公定歩合を引き下げれば、市中銀行はこれに追従せざるをえないと説かれているが、公定歩合と市中貸出金利との連動性がどのようにして確保されるのか必ずしも明らかにされていない。おそらく先進国の例を頭に描いていたのであろう。

商業銀行の中から発展し、漸次銀行券発行権を集中して中央銀行としての地位に立った例の多い欧州先進国では、中央銀行は銀行の銀行として市中銀行に対し再割引を行っただけでなく、一般商業銀行としての性格も兼ね備え、市中銀行以外の顧客に対しても手形割引を行っていた。たとえば、イングランド銀行の場合、19世紀末ごろでも政府・銀行以外の一般取引先（private customers）は「重要な顧客」あるいは「無視できない顧客」であったといわれている⁽²¹⁾。したがって、市中銀行は中央銀行の割引歩合以上の金利で手形割引を行っていると、顧客を中央銀行に奪われてしまうおそれがあったといえよう。そうであれば、中央銀行の割引歩合引下げに追従して市中銀行もその割引金利を引き下げるということは当然生じうるし、その意味で中央銀行は金利変更権を掌握していたといえよう。

ちなみに、上述のような関係から「市中銀行としては中央銀行の割引歩合を限度として、むしろそれ以下の金利で手形を割引かなければ、顧客の維持ができなかったということが、中央銀行の割引歩合が市中の割引歩合（もちろん中央銀行が割引くような優良な手形についての）に対し逆輸であるという伝統が形成された始まりであり、後に至って中央銀行が純然たる再割引機関に転化してからは、市中銀行の中央銀行に対する安易な依存関係をたちきるといふ新しい意味がこの伝統に付加されるようになった」と指摘されている⁽²²⁾。

なお「趣旨説明書」は、商業資金（商品販売に要する資金）と農工業資金（農工業生産資金）とは判然と区別すべきことを強調し、「今日設立する我中央銀行及び国立銀行の若きは素と是れ商業銀行なり」と説いている。しかし、遅れて「近代化」の道を歩み始めたという歴史的事実に発する現実の要請に押されて、

本行は「商業銀行」主義貫徹のために容易ならざる道程を強いられることになる。

財政と金融の調整・正貨の蓄積

「趣旨説明書」の挙げる中央銀行設立理由の第4は、「中央銀行を設立し行務整頓の日に至ては大蔵省事務の中銀行に託して弊害なきものは分つて之に付する事」であった。一見、国庫金の取扱いなどを中央銀行に取り扱わせることだけを意味するように解されるが、その程度にとどまるものでなかった。

「趣旨説明書」はこの項の冒頭で、政府の本務は「⁽²³⁾国家の康寧を保ち民庶の治安を図る」にあり、「商業貿易等の如き人民と直接に利益を争ふの事業は、政府の敢て自ら為す可きものに非ず」、また、なそうとしても「直接に自家身上に利害を感じるの商人」でなければできないものではないと断言し、このような政府・国家観を前提として、政府とは別に中央銀行を設立すべきゆえんを以下のように展開している。

すなわち、わが国は現在教育・外交・軍備警察等の面で成果を挙げていても、「一国の信用未だ厚からず一国の価格未だ貴からざる所以」は「実貨」の欠乏にある。そもそも実貨は万国の欲するところであり、貿易取引に伴って常に流出する傾向があるが、これは「貨幣の常観」であって人力で阻止できるものではないので、速やかにこれを「回収するの機関」を設けなければならない。しかし、商人はこの機関にふさわしくない。なぜならば、商人は少しの利得を争い、わずかな損失も恐れるので、輸出で取得した外貨をそのまま（正貨の形で）国内に取り寄せるということはしないのが通常であって、その外貨を外国品の輸入に充て、国内で輸入品を販売してさらに利益を取得しようとするからである。それゆえ、国民経済的利益を考えて実貨回収の任にあたることのできるものは政府以外にはないが、前述のように政府は自ら商業に従事すべきものではなく、また従事しようとしてもできるものでもない。したがって、実貨回収の任にあたる機関を別に設け、通貨制度を正し、実貨流出入の均衡を保たせねばならないが、その機関になれるのは中央銀行である。欧州各国の実情を通観すると、「政府は常に中央銀行を保護し、国庫の出納を以て之に附託し、若し官金に裕余ある時は之を用いて

外国手形、地金銀等を買入れしめ」、日夜注意して実貨回収の策を怠っていない、と述べている。

このような「趣旨説明書」の主張を見ると、「中央銀行とは、現業を営む点において民間商人と同様であるものの、利潤を得ることを至高の目的とするものでなく、国民経済の利益を図ることを以て第一の目的とするという点において、政府と民間商人のそれぞれに欠けているものを共に充足することが期待されて」いたといえよう。⁽²⁴⁾ また、「中央銀行を設立し行務整頓の日に至ては大蔵省事務の中銀行に託して弊害なきものは分つて之に付する」ということを、単に国庫金の取扱いや国債事務をゆだねるにすぎないと解釈するのは、その意義を矮小化することになることも知られようが、「趣旨説明書」はさらにこの点を明確化して次のように述べている。「現今大蔵省の事務に於て、其本来政府に附属すべき者と中央銀行に託して弊害なき者とを分ち、国庫出納国債償却等の事務の内を分ち以て之に付し、官金の繁間を量りて商業手形割引等に使用せしめ、以て国庫の殖益を図り併せて民間融通の便を助くべし、而して若し官金の裕余を生ずるときは漸次之を蓄積し、専ら内外貨幣地金銀等を購取するの資に充て、漸を以て政府発行の紙幣を交換せしむべし、若し果して然るときは、金貨輸入の道始めて開通して数年の後兌換紙幣の美制を見るに至るや敢て疑を容れざる所なり」と。

これによれば、日本銀行設立建議では、中央銀行をして実貨回収・正貨蓄積にとどまらず、財政と金融との調整にもあたらせようとしていたことが分かるが、実貨の回収と国庫金の取扱いとを結びつけて考えていたことも見落とせない。この点について「趣旨説明書」は、実貨回収の策を断行するにあたり、もし不幸にして損失を被るようなことがあれば、政府はその補填方法を考えねばならないが、「官金運転の利益を以て之を支弁すべき」である。そもそも政府資金は一時に全額を必要とするものではなく、収入・支出の繁閑を見て余裕資金を運用することは差し支えないので、「他日中央銀行事務整頓の時に至らば、政府は先づ国庫出納条例を制し、銀行内に別に国庫部を置き官金出納の事務を掌らしめ、……国庫の事務と銀行一般の事務とを判別して互に相混淆せざらんことを務め、而る後国庫部に於て諸官庁經常の支出を弁じ、其緩暇を視て国庫殖益の為に確実な

る商業手形を割引し、或は確実なる抵当あるものは期限を短くして貸附等を使用せば、為めに年々幾十萬円の利益を生ずるや必せり、……其利得する所は皆正租雑税の外に在つて一種の裕余金より生ぜしものなれば、之を以て実貨輸入の諸費其他の損失を補充」すればよい、と述べている。

さらに、財政と金融の調整問題について「趣旨説明書」は、今や各県下の租税はすべて中央政府に吸収され、各地方に散布されるものは区々たる庁費の支出にすぎないので、毎年地租収納のころになると「民間の貨幣益々欠乏を告げ、金利は愈々昂騰」するが、「是れ皆官金に流通循環の道なきに由る」。したがって、中央銀行を設立してこれに国庫金の出納を託し、財政資金の揚げ超期には余裕金をもって民間の資金融通を援助させるならば、通貨は租税として一度は国庫に入るものの、割引貸付等を通じて再び民間に放出され、市場資金の不足は補填されることになる。それは単に「国庫殖利」に益するだけでなく、「周年貨幣の繁間」も「平準調均」することができる、と主張している。

上記の説明では、財政資金の散超期における市場の余剰資金吸収については触れていないし、政府が資金不足に陥った場合それをどのようにして埋めるのかも明らかにされていないが、国庫・国債事務の委託と財政・金融の調整とは、当然のことながら対をなすものとしてとらえられていた。そして「趣旨説明書」は、このような諸機能を含めて、中央銀行をして「国立銀行其他の諸会社を帮助し、時に乗じ機を察して其資力を培養」させるならば、「政府が朝に一会社を補助し夕に一事業を保護するの煩なきのみならず、又政府にて保護を親らするが如く或は事に後れ機を失するの憂なかるべ」しと述べ、政府の保護的な産業介入政策をやめようとする本項冒頭の趣旨を重ねて明らかにしているが、注意を要すると考えられるのは、そうなれば「政府の保護する所は独り中央銀行」のみで済むと主張している点で、これは中央銀行を「政府の分身として、保護の名のもとに嚴重な監督干渉の余地を残そうとしている含みのある⁽²⁵⁾」ことを示唆しているからである。

なお「趣旨説明書」は、政府が国庫金の取扱いを中央銀行のみに付託することは特定の銀行を保護するものであって、公益をかえりみないものであるという批

第1章 日本銀行の創立

判を予想して、あらかじめ次のような反論を展開している。すなわち、「一国の信用を保ち一国の価格を持する」という政府の義務を達成できるかどうかは一に「実貨」にかかるが、「今若し中央銀行をして実貨輸入の道を開かしめば、則ち金銀貨幣は歳を逐ひ月を遡ふて中央銀行に集積し、数年を出でずして現今発行の政府紙幣をも銷却し、始めて金楮交換の美制を布くに至るべきは其れ誰か敢て之を疑はんや、果して然らば則ち是れ独り中央銀行の利益にも非ず、又独り政府の利益にも非ず、乃ち我が日本帝国の為めに煥然光輝を加ふる者と謂はざるべけんや」と。これによれば、当時の政府（というより松方）がいかに実貨輸入・正貨蓄積を重視していたかが分かるが、中央銀行を設立する理由として最後に「外国手形割引の事」が挙げられたのも当然といえる。⁽²⁶⁾

国際金融の調整

「趣旨説明書」は以下のように述べている。「財政の困難は金貨の濫出に由る、金貨の濫出は外国貿易の権衡を得ざるに由る」と人はいうが、輸出入が相償わないのはひとりわが国だけのことではない。欧州各国でも時により輸入超過を免れないことがある。それにもかかわらず、それらの国で実貨の欠乏を生じないのは、金銀貨が流出しないからでなく、金銀貨を吸収回復する機関があるからである。これに反し、わが国には「此機関未だ具らざるが故に、金銀貨幣は常に往て而して返らず、出づるに門あつて而して入るに路なし」という状態にある。「此機関」とは中央銀行であって、イギリス・フランス・ドイツ・オーストリアなどでは、いずれも中央銀行が「金銀貨を輸入するの路」を開いている、と。

ここで「趣旨説明書」はフランス銀行とベルギー国立銀行の例を挙げて、「実貨輸入の方策を略述」している。すなわち、フランス銀行はベルギーの民間銀行とコルレス契約を結び、常にベルギーにおける割引歩合に注目し、その動静をうかがいつつ為替手形を割り引きさせている。同じようにベルギー国立銀行もパリの民間銀行とコルレス契約を締結し、フランスの割引歩合を見て同国の手形を買い入れさせている。仮に、ベルギー国立銀行の割引歩合は年4%、フランス銀行のそれは年3%であるとする、フランス銀行は直ちにベルギーのコルレス先

銀行に命じて年3%で手形割引を引き受けさせるであろう。ベルギーの商人はベルギー国立銀行に依頼して年4%の割引を受けるよりは、フランス銀行のコレレス先銀行に割引を依頼したほうが有利なので、割引依頼者が陸続として現われ、ベルギーの手形の多くはフランスに流出する。そして手形期日が到来すると、手形決済代金はすべて金銀貨としてフランスに流れていく、と述べている。

しかしこの説明は納得しがたい。なぜならば手形決済に伴うフランスへの正貨流出に先立ち、フランス銀行のベルギーにおけるコレレス先銀行が手形を割り引いた時、同銀行がフランス銀行に信用を供与しない限り、フランスからベルギーにまず正貨が流出しているはずであり、大筋としては両国間に正貨の移動は純計では生じないことになる。また、このような金融取引の一側面だけに限定せず、複雑な金融・資本取引を総体としてとらえた場合、ベルギーの金利が年4%、フランスの金利が年3%と、ベルギーのほうが高くなっているときに、ベルギーからフランスへ正貨が流出するという説明はそのままでは理解しがたいであろう。田口卯吉がこの点を突き、「是を以て仏蘭西は其輸出の少きも、能く其实貨を収入するを得べしと云はんとするか、是れ大に事実を解せざるものなり」と批判したのは当然といえよう。⁽²⁷⁾

もっとも「趣旨説明書」ではもう一つの事例があげられている。すなわち、フランス銀行・ベルギー国立銀行とも割引歩合が年3%であった場合、ベルギーでは割引手形が少ないためその割引歩合を年2%に引き下げたとすると、フランス銀行は直ちにベルギーのコレレス先銀行に命じて、それまでに年3%の金利で割り引いていた手形をベルギー国立銀行において再割引させれば、年1%の差益を取得することができよう。そしてその利益を金銀貨でフランスに取り寄せることができる、と述べているが、この説明は誤りとはいえない。

いずれにせよ上記のような「趣旨説明書」の意図は、欧州諸国の中央銀行が外国の有力民間銀行とコレレス契約を結び、「各国貨幣の動静を窺ひ、割引歩合の昂低を以て之を平均調和」している例にかんがみ、わが国においても「今中央銀行を設立して先づ会社銀行等の事業を帮助せしめ、大に我が帝国の資力を養ひ、而る後外国銀行と『コレレスボンダンス』を結び、漸を以て実貨輸入の策を

講ぜしめ」ようとするにあっては間違いない。その場合、「実貨輸入の策」の軸として考えられていたのが公定歩合であったことも明らかであるが、公定歩合の正貨流出の調整機能は、中央銀行が業務の一環として外国為替の売買を行い、それによって中央銀行に外貨ひいては正貨を集中し、かたがた内外金融の一元的調節を行うことによって始めて期待されるものであることを忘れてはならないであろう。⁽²⁸⁾

また、「趣旨説明書」は中央銀行にして「実貨回収の道を開くに至らば、則ち輸出入の相償はざるも実貨の外出するも庶幾くは今日憂慮す可きが如きもの有らざる可し」と述べているが、この点は、楽観的にすぎるとの批判を免れない。「一定の条件のもとにおいては自国の公定歩合を他国のそれよりも高めに引き上げることによって、一時的に外国資本を吸引し、貿易の赤字によって生ずべき金の流出または外貨の喪失を防ぐことは可能であろう」が、「公定歩合引き上げの今一つの効果は、市中金利のそれを通じて、過剰な投資を抑制し、それによって輸入を削減し輸出を伸ばすことにある」。「もし金利引上げがこの点について所期の効果を発揮することができない場合には、正貨流出の根本原因はいつまでも是正されない結果となるので、外資が流入したとしても、それは一時的なものにとどまるであろう。説明書がこの点にふれることなく、もっぱら外資流入の効果のみをとりあげているのは、率直に言って安易な楽観論だといわざるを得ない」といわれている。⁽²⁹⁾ 当時国際金融取引の中心であったイギリスでは、内外金利差を適宜調節することが国際収支の調整上重視されていたことは事実であるが、「趣旨説明書」のようにこれを一般化することは上記の批判を免れないであろう。

政府の半額出資

以上、中央銀行の設立を必要とする五つの理由について詳述したあと、「趣旨説明書」は「中央銀行は当分兌換銀行券発行を許さず、之を補助する為めに其資本金の半額を引受け政府之が株主となる事」を論じている。⁽³⁰⁾

すなわち、上述した5項目は「政府にて中央銀行を設立する所以」であると同時に、中央「銀行が国家に対して卓然自任当さに尽すべきの義務」を示したもの

であって、「其責任たる亦重且大」であるが、その重大な責任を担うだけの力を中央銀行は備えなければならない。政府としても、その重任にかんがみ中央銀行に保護を加え、重任に耐えられるだけの特権を付与すべきである。欧州諸国の政府が中央銀行に対し「銀行券発行の特権」を付与しているのもこのためである。そうした特権を与えず資本金のみで営業させるのであれば、通常の民間銀行と異なるところがない。ベルギー国立銀行の創設に際して同国大蔵大臣は下院において、「若し銀行券発行高をして資本金額までに制限せしめば、縦令ひ銀行をして周年四銖の割引を為し毫も損失を蒙むることなからしむるも、其割賦金は僅かに年利三銖に過ぎざるべし、故に銀行若し十分に其目的を達せんと欲せば、必ず資本金幾倍の銀行券を発行せざる可からざるや明かなり」と説明したが、この説は「方今歐洲諸国に於て現在施行する所」である、と述べている。

「趣旨説明書」のいうように、中央銀行の任務が重大であることは間違いないが、中央銀行が銀行券発行特権を与えられているのは、ある程度の水準の株式配当を維持させるためであるというのは皮相な見方といわざるをえない。中央銀行とは何か、その本質規定を明らかにする必要があるが、先に触れた「商業的利害を越えた独特の公共的責任を持つ」という点ではほかの銀行と区別される」といった程度の意味での中央銀行であろうとも、そうした性格を持つことが銀行券発行特権を与えられたことと深く結びついていたのではなかろうか。

ところで、その重任にかんがみ「銀行券発行の特権を与へざる可からず」とする「趣旨説明書」が、「当分兌換銀行券発行を許さず」としたのはなぜであろうか。その理由について「趣旨説明書」は以下のように述べている。すなわち、輸出入の不均衡から正貨流出が続いていた当時のわが国は実貨に乏しく、中央銀行の巨額の資本金を「真貨幣」で募集することは不可能である。さりとて、国立銀行と同様に公債証書を抵当にして銀行券を発行させるならば、資本金の8割に相当する不換銀行券が現在の不換政府紙幣・国立銀行券に加わることになる。したがって、「日本銀行の株金は暫らく通貨を以て招募し、直ちに之を以て営業資本に充用せしめ、而して漸次に全国理財の機関を整理し、外国手形割引、外国貨幣及び地金銀買入等の方法を以て実貨輸入の策を講じ、他日実貨充物の時を待つて

第1章 日本銀行の創立

先づ政府発行の紙幣を交換せしめ、而る後始めて兌換銀行券の制を挙す」べきである、と。

「日本銀行創立ノ議」が提出された明治15年3月には、既に不換紙幣の整理が着々と進められていたが、銀紙の開きはまだ相当大きかった（銀貨1円につき紙幣1円55銭3厘）。正貨兌換の日本銀行券を発行すればたちまち兌換され、流通過程にとどまる可能性のなかったことは、国立銀行の例から見て明らかであった。正貨準備の蓄積が進み、不換政府紙幣兌換化のめどが立ったあと、兌換銀行券の発行を認めるといふ慎重な態度は当然といえよう。また実際そのような方針に従って事が運ばれ、本行は「銀行券を発行しない中央銀行という世界でもまれな姿⁽³¹⁾」をもって発足することになる。

しかしそれでは、民間から募集した株式に対する世間並みの配当金支払いはおぼつかないとみられた。「趣旨説明書」が、「政府は当分中央銀行をして銀行券の発行を実施せしめざる代りに特別なる保護を加へ、資本金壹千万円の半額即ち五百万円までは政府自から株主となり、務めて銀行の鞏固旺盛を助成せざる可らず」と主張したのはそのためである。ただし、政府の半額出資はあくまでも「保護助成の精神に出づる者」であるから、政府出資分に対する配当率は民間出資分よりも低くすべきであるとした点は注目されよう（「趣旨説明書」の試算によれば政府に対する配当率は年8.43%、民間に対するそれは年10.43%）。また政府出資は、「政府より之を補助せざれば銀行成立せず、銀行成立せざれば到底金融を疏通し財政を救済するの日なかるべし」という「万已むを得ざる」事情によるものであるから、他日「事業益々旺盛を加へ基礎益々鞏固に赴くに及んでは、漸次相当の価を以て株券は之を人民に附するの日あらん」としていたことも見落とせない。もっとも実際には、明治18年2月に、政府所有株式は皇室財産に編入され、民間に対する売却は実行されなかった。

日本銀行条例案の大綱

「趣旨説明書」を構成する第4番目の部分は「日本銀行条例ノ大旨」と題する一項であった。⁽³²⁾ここでは、新設される日本銀行がベルギー国立銀行の制度を典拠

とした理由と、日本銀行条例ならびに定款の重要項目が掲げられている。まず前者については、「趣旨説明書」は以下のように述べている。

中央銀行を設立するにあたっては、「我邦風土人情の異同より農夫商估の需用、工業物産の進度に致るまで尽とく観察斟酌して、以て我が国情に適應せんことを求むべきは」というまでもないが、「歐洲諸国の制も亦取捨折衷して以て其機関の整備せんことを求め」なければならない。歐洲諸国の中央銀行制度を通観すると、規模広大で勢力盛んな点ではイギリス・フランス両国の右に出るものはないが、「其機関の完全なると事業の整理せる」点ではベルギー国立銀行が冠絶している。なぜならば、ベルギー国立銀行の創立は「最も輓近」のことであるので、イギリス・フランス・オーストリア・アメリカ各国の実績を考察し、その利害得失を詳細に調べ、「萃を抜き華を摘み、前車の覆轍は之を未然に警戒」し「完璧を成せし」ものであるからである。この点は「各国理財家の称賛止まざる」ところであって、わが国の中央銀行制度も「其模型を此に取りて、之を我邦固有の慣習に參酌せば、則ち我が国情に適應するのみならず、其機関も亦大に整備する所あらんと信ず」と。

ベルギー国立銀行が創立されたのは1850年のことであつた。日本銀行の創設（1882年）とは32年の開きがあつたうえ、1860年にはロシア帝国銀行が、1872年にはデンマークの中央銀行が、1875年にはドイツ帝国銀行が設立されていた。ベルギー国立銀行の創立が「最も輓近」であつたとは必ずしもいえないことは、既に指摘されているとおりでである。⁽³³⁾ただし、同国立銀行の定款は1872年に新たに制定されていたことは見落としてはならないが、ベルギー国立銀行の制度が各国制度の「萃を抜き華を摘み」「完璧を成せし」ものであつたかどうかを検討を要するところであろう。

これらの点はさておき、「趣旨説明書」の記す日本銀行の「組織綱領を略挙」すれば次のとおりである。

第1 営業年限を30年とする（「財政議」では25年）。

第2 資本金を1000万円とする。

第3 資本金は開業前に5分の1を払い込ませ、残額は営業上の都合により何回

第1章 日本銀行の創立

かに分けて払い込ませる。

第4 営業に制限を加え危険な事業を禁止する。

第5 政府の都合により国庫金の出納に従事させる。

第6 兌換銀行券発行の特権を有するが、当分の間これを許さない。

第7 総裁は勅任、副総裁は奏任とする（「財政議」では頭取・取締役と呼称し、政府が特に選任するとのみ記していた）。

第8 大蔵卿の監理官を置く（「財政議」では大蔵省が管理するとされていた）。

第9 毎月報告を大蔵卿に提出する。

第10 政府が資本金の半額を引き受け株主となる。

本行創立当初の日本銀行条例は25か条、日本銀行定款は87か条から成ったが、そのうち最も重要なものとして上記10か条が挙げられたことは軽視してはなるまい。これによれば日本銀行と政府との関係は密接であった。一方において商業金融の中核体として活動することを期待されていたことと「ある意味では矛盾した⁽³⁴⁾」といえないことはないが、新設中央銀行のいわゆる官立的・官治的性格がここにかかなりの程度うかがわれよう。そして「趣旨説明書」は次の言葉でこの項を締めくくっている。「右十箇条の主旨を以て中央銀行を設立し、徹頭徹尾信用を以て根拠とし全国理財の枢要を取らしめば、則ち金融始めて疏通し商業始めて興隆し、我日本帝国の財政大に更張振作する所あらんこと深く信じて疑はざる所なり」。

興業銀行・貯蓄銀行

最後に「趣旨説明書」は、興業銀行と貯蓄銀行に関する今後の方針を示している⁽³⁵⁾。すなわち、興業銀行とは「土地家屋等を抵当として起業資本を貸付け、或は田野開墾を勧め、或は地質改良を翼け、或は製糸鑿溝築港等の事業を振作するを目的とする」ものであり、貯蓄銀行とは「細民日常の賃銀より其幾分を貯蓄せしめ、厘を積み毛を畳ね、他日就産の道を得せしむるを旨とす」るものであるが、「一国の富を成すものは労働と節儉^{〔ママ〕}」であり、「貯蓄銀行の細民に於ける其節儉を助くる」のも、「興業銀行の農工に於ける、中央銀行の商業に於ける、皆其勞

〔ママ〕動を助くる」のもそのためである。「此三者は組織営業固より相異なりて之を一会社に混同するを得ずと雖も、亦相須ち相扶けて、而して一国の富を養成するものなれば、之を全国理財の鼎足なりと謂ふ」ことができるとし、「趣旨説明書」もまず興業銀行と貯蓄銀行の重要性を強調した。

しかし、貯蓄銀行と興業銀行（「財政議」では勸業銀行）に関する構想は、「財政議」のほうがはるかに具体的であった。また、「趣旨説明書」の両銀行についての主張は「財政議」と基本的には変わらないが、速やかな興業銀行の設立と貯蓄銀行条例の制定が望ましいとしつつも、「今中央銀行設立の際に当り一時に事を挙るは、蓋し国家理財の得策に非ざるべし、……他日を待つて興業銀行条例及び貯蓄銀行条例を草し、以て政府の裁定を取るあらんとす」と述べ、今後の課題としていたことは見逃せない。

- (1) 前掲『進講財務経営之一斑』71ページ。
- (2) 同上、71ページ。
- (3) 吉野俊彦『忘れられた元日銀総裁』東洋経済新報社、昭和49年、61ページ。
- (4) 富田鉄之助「創立ノ準備ヨリ開業ノ始末」（上掲『忘れられた元日銀総裁』所収）62ページ参照。
- (5) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、昭和33年、990ページ。
- (6) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、昭和37年、26ページ。
- (7) 「日本銀行創立ノ議」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻所収）990ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (8) 前掲『日本銀行制度改革史』29ページ。
- (9) 同上、30ページ。
- (10) 前掲『日本の近代化と経済政策』212ページ。
- (11) 「日本銀行創立旨趣ノ説明」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻所収）991～993ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (12) 前掲『日本銀行制度改革史』33ページ。
- (13) 同上、33ページ。
- (14) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」993～994ページ。
- (15) 大蔵省「銀行局第二次報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、昭和35年、所収）164ページ。
- (16) 田口卯吉「日本銀行創立の主意書を読む」（鼎軒田口卯吉全集刊行会編『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、同人社、昭和2年、所収）275ページ。

第1章 日本銀行の創立

- (17) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」994～995ページ。
- (18) 同上、995～998ページ。
- (19) 渋谷隆一「高利貸対策法の制定と変質」（渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、昭和52年、所収）325～326ページを参照。
- (20) 前掲『日本銀行制度改革史』38～39ページ。
- (21) R. S. セイヤーズ著、西川元彦監訳『イングランド銀行—1891—1944年—』上巻、東洋経済新報社、昭和54年、7ページ。なお同書23～35ページも参照。
- (22) 前掲『日本銀行制度改革史』40～41ページ。
- (23) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」998～1002ページ。
- (24) 前掲『日本銀行制度改革史』43ページ。
- (25) 同上、45ページ。
- (26) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1002～1003ページ。
- (27) 前掲「日本銀行創立の主意書を読む」285ページ。
- (28) 前掲『日本銀行制度改革史』48ページ。
- (29) 同上、49ページ。
- (30) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1003～1005ページ。
- (31) 前掲『日本銀行制度改革史』52ページ。
- (32) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1005～1006ページ。
- (33) 前掲『日本銀行制度改革史』86ページ。
- (34) 同上、54ページ。
- (35) 前掲「日本銀行創立旨趣ノ説明」1006～1007ページ。

(3) 日本銀行条例の制定過程

参事院の法案審査

大蔵卿松方正義が明治15年（1882年）3月1日に提出した「日本銀行創立ノ議」は、太政大臣によって採用されたが、大蔵省の作成した日本銀行条例草案が即座に法律として公布されたわけではない。

明治23年11月29日に「大日本帝国憲法」が施行される以前の法律制定手続きをみると、明治8年4月14日のいわゆる立憲政体樹立の詔書に基づき同月25日に設置された元老院が、「新法ノ設立旧法ノ改正ヲ議定」することになっていた。今日の制度に当てはめると、元老院は立法をつかさどるという意味で国会に相当す